

件名	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例
主管課	上下水道課
関係課	
改正対象	松前町水道事業給水条例（平成 10 年松前町条例第 14 号）
根拠法令等	水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）
改正理由	水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）により給水装置工事事業者の指定に係る更新制度が導入されたことに伴い更新手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものである。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の更新手数料（10,000 円）を規定。</li> <li>・条ずれの訂正。</li> <li>・文言の使い方等を統一するために、必要な字句を訂正。</li> </ul>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	